

理事長及び理事、評議員、監事等 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安祥福社会の理事長及び理事、評議員、監事等の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(理事長及び理事、評議員、監事等の報酬の支給)

第2条 理事長報酬は、別表に定める理事長報酬額とし、毎月職員給与支払い日と同日に支給する。

- 2 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した者に対し、別表の報酬を理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の開催日に支給する。
- 3 第2項の報酬について、安祥福社会の職員である者は支給しない。

別表

理事長報酬

役 職	報酬額	備 考
理事長	1,000,000 円	
副理事長	—	理事長に事故ありたる場合の後継者

理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会 報酬

理事・評議員・監事等	1回につき 8,000 円
------------	---------------

(理事長及び理事、評議員、監事等の弔事)

第3条

理事長及び理事、評議員、監事等又はその配偶者及び実父母、同居する義父母、が死亡した時は、供花（生花）一对及び弔電を送るものとする。

同居しない義父母が死亡した時は弔電を送るものとする。

2. 前項における生花の額（消費税を除く）は次のとおりとする。

- ① 理事長及び理事、評議員、監事等本人が死亡 40,000円
- ② 理事長及び理事、評議員、監事等の配偶者が死亡 30,000円
- ③ 理事長及び理事、評議員、監事等の実父母、同居する義父母、
子女が死亡 20,000円

3 弔慰金について必要があると認めた場合は 3,000 円～10,000 円 の範囲で理事長の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日 施行
平成 21 年 4 月 1 日 改正
平成 21 年 9 月 1 日 改正
平成 21 年 12 月 1 日 改正
平成 29 年 4 月 1 日 改正